

江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する区民意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和7年2月1日（土）～2月21日（金）
 (2) 周知方法 区議会だより・区報（7年2月1日号）、区議会ホームページ
 (3) 閲覧場所 区議会事務局、区議会ホームページ、こうとう情報ステーション

2 意見の提出者数等

提出者	項 目	提 出 方 法				
		持 参	郵 送	F A X	メール	LoGo フォーム
6 人	2 5 項目	0 人	0 人	0 人	1 人	5 人

【提出者の年代】 [10代] 1人 [40代] 2人 [50代] 1人 [60代] 1人 [不明] 1人

3 意見の概要と区議会の考え方

No	項目	意見の概要	区議会の考え方
1	第1条	「区民の信頼に応える」について、もっと本質的に大切な基本を書き込むべき。例えば、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し、市民に説明責任を果たさなければならないといったことを規定すべき。	第1条は本条例の目的について規定しており、議会及び議員は区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとしています。また、区民への説明責任については第3条第3項で規定しております。
2	第1条	議会及び議員に法令遵守を義務付けることを目的に挿入すべき。	第3条で議員は区民全体の奉仕者として、区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、法令、条例等を遵守して活動しなければならないと規定しております。
3	第2条	・区民に対する議員の説明方法を明記すべき（説明の公開の仕方）。 ・議会義務として議員に法令遵守と政治倫理向上に向け努めさせることを明記すべき。 ・区民の信頼に応える基準（議会と議員がすべきこと）を明記すべき。 ・議会の政治倫理を著しく毀損した議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第2条では区民への説明責任を、第3条では法令遵守を規定しています。また、第5条では議員が遵守すべき事項の政治倫理基準を列挙しています。なお、政治倫理違反の必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

4	第3条	・ 3 項の説明責任方法を明記すべき（例：委員会で証言等）。 ・ 議員が出資する企業団体の出資割合を議会及び区民への開示義務を明記すべき。 ・ 議員が役員に就く企業団体名称を議会及び区民へ開示する義務を明記すべき。	第3項に議員の責務として、説明責任を果たすことを規定しており、第11条では、委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。また、兼業報告等の対象は検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を、第8条では報告書の閲覧について規定しています。
5	第4条	・ 区民に法令遵守を求める文言を追記すべき。 ・ 2 項に区民による議会への説明方法を明記すべき（最低基準＝例：委員会で証言等）。	第4条は法令等のもとより、議員が政治倫理基準を遵守するためには区民の協力も不可欠であることから、議員に対して不正を行わせるような働き掛けをしないこと等を区民の役割として規定したものです。また、第11条第2項において、委員会の審査における関係人に対する事情聴取等の調査について規定しています。
6	第5条	・ 区民への信用失墜行為についても、政治倫理違反に加えるべき。 ・ 議場、委員会でのヤジ行為、品位の欠ける言動も政治倫理違反の対象とすべき。	第1号に議員は区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為、又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないことを規定しています。また、江東区議会会議規則において、議事の妨害となる言動は禁止されており、会議中の規律に関する問題は議長か委員長の秩序保持権に基づき定めることになります。
7	第5条	議員の地位の影響力を利用したハラスメント行為は断じて許されるものではなく、パワハラ、セクハラも含めて明確に禁止すべき。江東区議会は、区民、区職員の人格を尊重することにより、あらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、条例を制定すべき。	第5号に議員は権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせや圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことと規定しています。ここで規定しているハラスメント行為は、パワハラやセクハラなども含め、全てのハラスメント行為に及ぶものになります。

8	第5条	・法令遵守を明記すべき。 ・説明責任方法の最低基準（例：議会等での証言）を明記すべき。 ・1項（5）の「人権侵害のおそれのある」を削除すべき（ハラスメントそのものが人権侵害）。 ・1項（6）に議会質問・記者会見を追記すべき。 ・2項を「事実があるとの訴えが議会に陳情、又は請願で提出された時」へ変更すべき。	第5条は本条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を政治倫理基準として列挙したものです。また、第11条では委員会の審査における調査対象となった議員への事情聴取や委員会への出席等を規定しています。なお、条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりといたします。
9	第5条	以下のことを追加すべき。 （2）契約に関わる項目に、議員が関わる団体や親族への指定を禁止することを加える。 （4）公職選挙法違反の行為の禁止を「権限や地位の…」の項目に記す。 （5）セクハラ、パワハラについても具体的行為として記す。	第2号は議員の権限を利用して契約等の有利又は不利な取り計らいをしないことを規定するものであり、契約等の禁止を義務付けることは法律上できません。また、第3条では法令遵守することを規定しています。第5号のセクハラ等については、No.7の考え方と同じです。
10	第5条	SNS上で特定の個人に対してではなく、不特定の集団（例えば、在日外国人や性的マイノリティ）に対する差別的な言動を行うことは、5条1項5号又は6号に反すると理解してよいか。	第6号では議員はSNSによる差別的な言動なども含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。
11	第5条	区政報告会において、一般参加者が差別的な言動をした場合に、主催者である議員がそれを制止しないことは5条1項6号の「第三者をして同様の行為をさせないこと」という基準に反すると理解してよいか。	第6号では他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為を議員本人だけでなく、第三者にも議員が誘導して同様の行為をさせないことを規定しています。当該事項に該当するか否かの判断は、その事案の内容から個別に判断されるものと考えます。

12	第5条	第6号について、公費で作成する広報紙等の媒体においても議員による過度な個人のアピールはしないよう追記すべき。	第6号では議員が作成する広報紙等も含め、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないことを規定しています。条文は、検討会での議論をもとに精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりいたします。
13	第6条	・本条を（請負の制限と兼業報告）とすべき。 ・2項兼業及び請負の制限と兼業報告義務の適用は条例施行から遡って適用とすべき。	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しています。また、報告義務の適用に当たっては、条例施行日時点における議員の状況により判断いたします。
14	第6条	6条1項1号の読み方は、「請負をする主として」（請負を行う者として）収益事業を営むものを指すということによいか。「主として収益事業を営む」（専ら収益事業を営む）とも読めるので、明確にすべき。	読み方としては後者になります。区に対して請負があり、主として収益事業を営んでいる議員や、当該議員が役員等の職に就いている法人などが兼業報告の対象とすることを規定しています。
15	第6条	請負等の報告義務について、以下の(1)～(4)の法人も対象に加えるべき。 (1) 議員の配偶者が当該会社の代表取締役である場合 (2) 議員が当該会社の100%株主である場合 (3) 議員が当該会社の親会社の役員である場合 (4) 議員が当該会社の下請業者又は再委託業者の役員である場合	兼業報告等の対象に当たっては、検討会での議論を重ねて決めたものであり、第6条及び第7条で兼業及び請負の報告義務を規定しているため、原案のとおりいたします。
16	第6条	6条及び7条の報告義務を長期にわたり怠った場合は、当該議員に対し、何らかの罰則を適用することを検討すべき。	兼業及び請負の報告は、議員から議長に行うものであり、本条例で議員に課せられた義務となります。新たに罰則を設けることは考えておりませんが、当該議員が故意に報告義務を怠るといった行為は、条例違反となりますので、必要な措置が講じられることが想定されます。

17	第9条	「区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって」という要件が厳しすぎる。区民1人からの請求でも認めるべき。	調査請求の人数については、他自治体の状況や本区の人口等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。人数に一定の条件を設けたのは、請求の濫用を防ぐためです。
18	第9条	請求人数1,000人以上というのは要件が厳しすぎる。区民一人の訴えでも真摯に対応すべきである。	同上の考え方となります。
19	第9条	・調査請求基準を有権者100人以上とすべき。 ・議員の10分の1とすべき。 ・5項の調査請求をできる期間は区議会議員の任期中とすべき。	調査請求の人数については同上の考え方になります。また、第5項の調査請求の期限に当たっては、検討会での議論を重ねて決定したものであり、原案のとおりといたします。
20	第10条	・第三者を加えた政治倫理審査特別委員会の設置へと変更すべき。	政治倫理審査特別委員会の設置については、地方自治法における附属機関の設置に対する解釈等を踏まえ、検討会での議論を重ねて決めたものです。なお、第11条第6項に参考人に出席を求めることができると規定しています。
21	第11条	・調査及び審査の開始期限を明示すべき（例：設置から30日以内）。 ・2項の関係人を「区民を含む関係人」とすべき。 ・3項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・4項対象議員を「対象議員及び区民を含む関係人」とすべき。 ・5項報告期限を180日以内へ変更すべき。	委員会の審査に当たっては、他自治体の状況等も踏まえて、審査を委員会に付託した日から60日以内に審査結果を報告するように努めると規定しています。なお、同条の関係人は区民も含まれます。
22	第12条	・議会に対する区民の信頼回復方法を明記すべき。議員の更生を促す議会決議に議員への辞職勧告することを盛り込むべき。	第12条は議会の措置として、議員が政治倫理基準に違反したと認められる場合は、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要な措置を講じることを規定しています。なお、必要な措置については、別途、条例施行規程で定めることとしており、議員辞職勧告も措置の一つと考えております。

23	第12条	政治倫理違反の区議会議員は辞職勧告に強制力を持たせるべき。	議会の必要な措置として、当該議員に対し辞職勧告を決議することはありえますが、辞職勧告に法的拘束力を持たせることはできません。
24	その他	議員を対象とした政治倫理に関する研修会を毎年開催すべき。	本区議会では、議員個人の倫理意識の向上や条例への理解を深めるため、令和5年度、6年度に政治倫理に関する研修会を実施しています。今後も必要に応じて開催してまいります。
25	その他	江東区の政治を巡る一連の不祥事で、江東区民の区政、区議会議員、区選出の議員（都議、国会議員含む）への不信感は強まっている。江東区を巡る政治不信の一掃を目指して、実効性のある政治腐敗防止条例にすべきである。 「職員が議員に対応する際は複数人で行動することや記録を残す」といった規範を策定し、徹底していくことも必要である。	江東区では令和5年5月に、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」を定めており、議員も含めた一定の公職にある者等からの不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図っております。なお、職員が一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当すると思料される要求等を受けたときは、記録票を作成し、区長・副区長へ報告するなど、適切な対応を図ることになります。